

尼崎市立幼稚園教育振興プログラム

平成24年8月

尼崎市教育委員会

目 次

1	本プログラム策定の意図と趣旨	1
2	市立幼稚園教育を取り巻く現状と課題	2
(1)	歴史的経緯	2
(2)	取り巻く状況	2
(3)	市立幼稚園のこれまでの取組み	3
(4)	課題	5
3	今後の市立幼稚園の基本的な取組方針と目標	7
(1)	これからの市立幼稚園の存在意義	7
(2)	市立幼稚園のめざす姿	8
(3)	市立幼稚園が担う機能と役割	9
(4)	実施体制	10
4	取組期間	10
5	市立幼稚園教育の充実に向けた6つの柱	11
(1)	遊びを通した学びを推進し、後伸びする力を育むための複数学級	11
(2)	幼稚園と小学校の滑らかな接続に向けた教員間の連携推進	11
(3)	特設学級の充実	11
(4)	発達に関する専門機能の強化	12
(5)	家庭教育の支援	12
(6)	幼保一体化や預かり保育等、幼児教育制度の研究	12
6	教育振興プログラムの進め方	13
(1)	幼稚園・小学校の教員の連携を軸とした幼児教育を先導する役割	13
(2)	家庭や地域と連携した幼児期の教育のセンター的機能	14
(3)	効果的な取組みを行うための市立幼稚園の再編	15

1 本プログラム策定の意図と趣旨

幼稚園は、生涯にわたる人格形成の基礎を育むなど生きる力を培う大切な教育の場である。

市立幼稚園では、好奇心が旺盛な幼児期に、自ら進んで遊びながら知識や技術を獲得する、あるいは遊びの中で他の幼児たちとかかわりあうことで、ルールや他人を思いやる心を身につけるといった「遊びを通した学び」を大切にしている。

遊びを通して多様な活動を経験することにより、豊かな感性を養い、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心、また、小学校以降における教科の内容等について実感を伴って深く理解できることにつながる「学習の芽生え」を育むという意図があるからである。

また、子どもの内面に働きかけ、幼児一人ひとりのもつ良さや可能性を見だし、その芽を伸ばすこと、つまり、目先の結果のみを期待するのではなく、生涯にわたる学習の基礎を作る、いわゆる「後伸びする力」を培うことにつながるのである。

近年、少子化、核家族化、自然や遊び場の減少、人間関係の希薄化など、子どもたちを取り巻く社会が大きく変化してきている。国は、幼児期の教育をこれまで以上に重視し、幼稚園などの教育施設と家庭、地域社会による総合的な幼児教育を推進するなどの方向性を示してきた。

市立幼稚園においても、こうした変化を敏感に捉え、子育て支援、特別な支援が必要な幼児への教育の提供、学力向上に向けた生活習慣育成の研究や研修の充実など、園児の実態に即した研究と実践を行っている。

しかしながら、子どもの変化という面では、従来と比べ、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、あるいは運動能力の低い園児や発達障害を持つ園児が増加傾向にあるといえることや、教育面では、これまでの市立幼稚園教育の取組みが小学校以降の教育にどのようにつながっているかについての検証が不十分であること、運営面では、5歳児からの1年保育の希望者が急激に減少しており、1年1クラスずつの2クラスしかない園が大半を占めていることに加え、一部の園で4歳児が定員を満たさない状態が恒常化し、また、平成22年度以降は市立幼稚園への4歳児の入園応募者数が募集総定員（630人）を下回っているなどの課題を抱えている。

教育委員会では、これらの課題に対応するため、平成22年度に「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」を設置し、市立幼稚園がめざす姿や市立幼稚園の教育内容の充実策のほか、効果・効率的な運営体制について検討いただいた報告書の趣旨を活かして、平成23年5月に尼崎市立幼稚園教育振興プログラム（素案）を策定・公表した。その後、保護者をはじめとする市民の方々等との数十回に及ぶ意見交換を経て、平成24年6月に同プログラム（案）を策定・公表し、改めて全市立幼稚園18園の保護者、市民の方々への説明会を開催、その中でいただいた意見を踏まえて本プログラムとした。

本市では、尼崎の子どもたちが夢や希望を抱いて生きることができる社会をつくり、未来へとつないでいくために、成熟社会にふさわしいまちづくりを進めようとしている。市立幼稚園は、市内におけるすべての幼児教育を直接、担うものではない。しかしながら、本プログラムは、尼崎の未来を担う全ての子どもたちのために、幼児教育のさらなる質の向上に向けて、市立幼稚園がめざす将来の姿と取組みの方向性を示すものである。

2 市立幼稚園教育を取り巻く現状と課題

(1) 歴史的経緯

本市の幼稚園教育の始まりは明治期に遡り、市立幼稚園としての歴史は昭和 17 年から始まる。第二次世界大戦後、本市は人口急増に伴い、教育環境の充実が求められていたが、相次ぐ水害に対応するため、防潮堤の建設に着手せざるを得ないなどにより、財政再建団体に転落寸前の財政状況（その後に転落）に陥った。

そのため、昭和 29 年に、本市は、午前、午後の二部制授業などにより対応していた小・中学校など義務教育における施設整備や環境改善を優先し、幼稚園教育を私立幼稚園に委ね、幼稚園建設のための助成金を交付することにした。その結果、昭和 30 年代の 10 年間に市立幼稚園が新增設されることはなかった。しかし、その間も市内の幼児数の急激な増加とともに幼稚園教育志向は強まり、市立幼稚園において、一年保育でも抽選を行っている状況に対し、改善を求められた。

昭和 39 年になると、国が幼児教育の振興を図るために、幼稚園の新設や学級増に対し補助金の交付を始め、また、本市も義務教育諸学校の施設整備が着実に進んでいたことから、昭和 40 年から市立幼稚園を新增設する方針に転じた。当時は基本的に 5 歳児のみの 1 年保育であった。

ところが、昭和 46 年をピークに市内の人口は減少に転じ、同じく幼児数も減少を始める。昭和 51 年には約 6 万人であった就学前幼児数（0～5 歳）が、昭和 61 年度には約 3 万 6 千人と 40%も減少した。当時、市立幼稚園は 24 園で運営していたが、こうした少子化の進行とともに、市立幼稚園においても 2 年保育を求める声が高まり、平成 8 年に 2 年保育の完全実施とともに 6 園を廃止し、18 園体制とした。

現在、市立幼稚園と私立幼稚園は互いに共存共栄の立場で、幼児教育の振興を図っている。

(2) 取り巻く状況

ア 幼児数

市内の 3 歳から 5 歳までの幼児数は昭和 48 年の約 3 万人をピークに減少し、平成 22 年は約 1 万 2 千人であった。本市が平成 18 年度に策定した将来推計においては、10 年後の 2020 年（平成 32 年）には 1 万人を、15 年後の 2035 年（平成 37 年）には 9 千人を下回ることが予測されている。

市内の幼稚園に通う園児が市立幼稚園と私立幼稚園に就園している割合は、就園している年齢は異なるが、総じて市立 2 に対し、私立が 8 である。私立幼稚園に通う園児数は、平成 24 年度は約 5,900 人とピーク時から約半減し、最も多いときには 40 園が設置されていた私立幼稚園数も現在は 24 園にまで減少している。

イ 尼崎市の財政事情

尼崎市の財政状況は、平成 20 年度から“あまがさき”行財政構造改革推進プランに基づき、全市的に「歳入に見合った歳出規模の実現」をめざし、一般財源で 50 億円の構造改善目標

額を設定する中で、様々な改革改善に取り組むことにより、約 70 億円の構造改革を行ってきた。

しかしながら、世界的な経済不況の影響や高齢化の進行なども相まって、今なお、多額の収支不足が生じており、財政状況は非常に厳しい状態にある。

こうした中で、市立幼稚園の平成 23 年度の歳出に係る予算総額は約 7 億 6 千万円であり、その財源としては、保育料や入園料が約 1 億 2 千万円、残りの大半は市税など尼崎市の一般財源である。

ウ 法令等の動き

国は平成 18 年に教育基本法、19 年には学校教育法を改正し、さらに平成 20 年には幼稚園教育要領を改訂した。この動きを見ると、国は、幼稚園教育を義務教育につながる教育として、より一層重視するとともに、「幼稚園に通う園児に対する幼児教育の場」としてだけではなく、「家庭や地域社会における幼児教育や子育て支援をする場」としての機能も付加し、その役割を高めようとしていることがわかる。

さらに、平成 24 年 8 月には、認定こども園の充実を含めた「子ども・子育て関連 3 法案」が成立した。このなかでは、幼保連携型認定こども園への移行を促進するとしているものの、幼稚園だけでなく、保育所についても認定こども園への移行は義務付けられていない。

(3) 市立幼稚園のこれまでの取り組み

ア 教育目標

市立幼稚園では全園が同じ目標をめざし、園児の実態に即した研究と実践を行っているところに特徴がある。

市立幼稚園では、遊びを通して学び、生きる力の基礎を培うことを目標にしている。日々の保育の中で、一人ひとりに合わせたきめ細やかな保育、幼児期に適した計画的な教育、学びにつながる豊かな体験ができる環境、子育て支援、小学校との連携・地域との連携などを大切にしながら、自発的な遊びを通して、体や生活習慣・態度、好奇心・興味・関心、達成感・満足感、仲間意識、言葉・表現力、探究心・集中力・思考力・創造力を育むことをめざしている。

そのため、教員は幼児の知的好奇心、興味や関心を喚起し、園児が物や人、状況とのかかわりがより豊かになるよう遊具や道具を準備、配置し、言葉がけをするなどの援助により、幼児にとっての遊びが「学び」や「小学校以降の学習の基盤」となるよう指導している。

イ 園児数

平成 24 年度に市立幼稚園に在籍する園児数は 1,180 人と、ピーク時の昭和 52 年の 4,134 人から約 7 割も減少している（当時は 5 歳児のみ）。また、平成 22 年度向けの 4 歳児の入園募集では、平成 8 年に 2 年保育を開始して以来、応募児童数が 630 人の定員を初めて下回り、以降の募集においてもその傾向が続いている。平成 24 年度の入園応募者数は 600 人であった。

現在の定員に基づく学級数は 4 歳児が定員 630 人で 21 学級、5 歳児が 1,610 人で 46 学級、合計 67 学級であるが、5 歳児から入園を希望する者が年々減少傾向にあり、4 歳児の学級数のまま、5 歳児の学級数に進行する園が大半を占める。そのため、平成 23 年度は、市立幼稚園 18 園のうち、4 歳、5 歳児ともに 1 学級の幼稚園は半数以上の 11 園(約 61%)、平成 24 年度は 13 園(約 72%)となる。

ウ 特設学級

市立幼稚園では、昭和 53 年度から特設学級を設け、現在は 6 園で実施している。特設学級では、通常の学級の中で保育を受ける混合保育を行い、担当する教員は各園に園児が 1 人の場合は 1 人、園児が 2 人以上の場合は 2 人を配置している。

近年、特設学級への入園希望者や、特別な支援を必要とするか否かの判断が難しい園児が増加傾向にある。

また、園数を 6 園としているため、各園の特別支援教育を希望する園児やその保護者の通園は、比較的遠距離となる場合が多い。

エ 子育て支援

核家族化の進行等に伴い、子育てに自信が持てない保護者が増えているといわれており、幼稚園には地域の子育てや家庭での幼児教育を支援する役割も求められてきている。

市立幼稚園では降園後に、園庭や園舎を園児や地域の未就学児の親子に開放し、安心して子どもを遊ばせることができる場を提供しているほか、保護者同士が気軽にコミュニケーションをとり、子育ての悩みや情報を交換することができる事業や、子育て講演会、地域の方々の協力を得ながらの伝承遊びなどを行う子育て支援事業を実施している。

現在の実施時間帯は幼児の午睡の時間であるにも関わらず、参加者数が一定しており、ニーズは高いと考えるが、一方で、地域の未就園児の参加が少ない園も見られ、PR 方法に関し、一層の工夫が求められる。

オ 幼稚園から小学校への滑らかな接続に向けた取り組み

幼稚園での個を大切にした学びと、小学校以降の教科を中心とした学習の違いによる段差(ギャップ)をできるだけ小さくして、子どもたちが自ら乗り越えやすくなるような取り組みが求められている。

そのため、幼稚園教員は、幼稚園での「遊びを通した学び」が小学校以降の学習の中でどのように展開されているかといった成果の検証や、小学校教員は、入学してきた児童が幼稚園でどのような学びを経験してきたかを把握するなど、幼稚園と小学校の双方の教員が、幼児と児童の発達や学びについて、互いに理解し、幼稚園から小学校への学びの連続性を意識しながら教育に携わり、以降の教育を効果的に実施していく必要がある。本市では、幼小連携として園児と児童の交流が進められてきているものの、こうした教員間の取り組みは一部にとどまっている。

カ 教員の資質向上

「遊びを通した学び」とは、園児たちがやってみたいと自ら興味をもってやってみて、なるほどと感じ、何度も繰り返す過程で、納得し、次の生活に生かしていくという一連のプロセスを経験して得られるものであり、知識や技能だけでなく、社会的規範につながるルールなども含まれる。これらは、教えられて身につけるものではなく、遊びを繰り返す中で身につくものであり、市立幼稚園では特にこうしたプロセスを重視している。

そのため、教員は、園児が遊びから何を学ぶのかを予想して、園児が思わずかかわりたくなるように遊具や材料を準備したり、一緒に遊びながら園児の興味の広がりや深まりを十分理解したうえで、園児自身の創意工夫や友達との助け合いの習慣が身につくよう、全てを手伝うのか、ヒントを与えるのか、自分たちで解決するまで見守るのかを見極めるなど、高度な能力と資質が求められる。

こうしたことから教員は、市や県の研修会や市立幼稚園研究会への参加、各園での研究を通じて自己研鑽に努めているが、学級数が少ない園では、相対的に教員数が少ないため、外部研修や研究会などの資質向上に充てる時間等に制約が生じやすい状況にある。

学級通信で綴る四歳児の十二月 - 幼児教育の学びと援助 - ...西川正晃著

(4) 課題

法改正の動きの背景には、地域社会や家庭の教育力の低下による子どもの育ちの変化があるとされている。例えば、地域社会における教育力の低下とは、地域社会の大人が地域の子どもの育ちに関心を払わず、積極的にかかわろうとしない、または、かかわりたくてもかかわり方を知らないという傾向が見られることがあげられている。

家庭の教育力の低下は、我が子を自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どものかかわり方に悩み、孤立感を募らせている保護者や、子育てに専念することを選択したものの、そのような生き方で良いのか不安を覚える保護者、子育ての喜びや生きがいを感じる前にストレスを感じてしまいがちである保護者などが少なからず存在し、また、経済状況や企業を取り巻く経営環境が依然として厳しい中、親が子どもと一緒に食事を取るなどの子どもと過ごす時間が十分ではなくなっていることも親の子育て環境に影響を与えている要因であると指摘されている。

こうしたことを背景として、教員には社会の変化に伴う新たな課題に対応するための能力が必要とされており、幼児の家庭や地域社会における生活の連続性及び発達や学びの連続性を保ちつつ教育を展開する力、特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力、小学校等との連携を推進する力などの総合的な力量が必要とされている。

さらに教員には、子育てに関する保護者の多様で複雑な悩みを受け止め、適切なアドバイスができる力など、深い専門性も求められているものの、近年、教職員間、あるいは保護者との良好な関係を構築することに苦慮している教員も少なからず存在するとの指摘もある。

本市の市立幼稚園においても、こうした社会環境の変化を背景に、教員のさらなる資質向上が求められており、研修や研究機会の創出、教員間の相談や指導体制の構築を図っていく必要がある。

本市は財政状況が非常に厳しく、また、私立幼稚園と共存共栄の立場で幼児教育の振興を図ってきており、市立幼稚園の定員の拡大は、施設のハード面からも、また、私立幼稚園の経営環境への配慮からも実施できない。したがって、市立幼稚園教育の機能を高め、さらなる質を向上するためには、幼児人口の減少傾向も踏まえ、効果的に質の高い教育を提供する一方で、より効率的な運営体制を構築していく必要がある。

3 今後の市立幼稚園の基本的な取組方針と目標

(1) これからの市立幼稚園の存在意義

ア これからの幼児教育のあり方

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、新たに第 11 条において幼児期の教育に関し、国や地方公共団体による振興に努めることが規定されるなど、幼児教育の重要性に対する認識が高まっている。

幼児教育は子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道德性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や生涯に渡る人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担うものである。

そのため、幼稚園は、身の回りのことを自分でしようとしたり、身近な環境に興味や関心を持ち、自ら関わろうとしたり、自分の思いを出しながら、保育者や友達と一緒に遊ぶ楽しさを味わったりする時期にある 3 歳以上の幼児を対象に保育を行い、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する学校であり、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての役割を担っている。

また、幼児教育は、家庭、地域社会、幼稚園等施設において、それぞれの教育のバランスを保つことで、全体として豊かなものになり、幼児の健やかな成長を保障する、という考え方にに基づき、幼稚園の 1 日の教育時間は 4 時間を標準とし、残りは、家庭や地域社会における活動を行う時間としている。保育所等においても、同様に、対象とする年齢や時間等に違いはあるものの、幼児に対する教育においては、家庭や地域社会との役割分担が重要である。つまり、幼稚園等施設における教育は、家庭や地域社会における教育力が十分にあることを前提に、はじめてその効果が発揮されるものとして構築されている。

しかしながら、現代社会においては、地域社会や家庭での教育力の低下が懸念されており、幼稚園等施設には、家庭や地域社会における教育力を再生し、向上させるための役割を果たすことも期待されてきている。つまり、幼稚園等施設が、これまでに培ってきた幼児教育のノウハウや成果等を、家庭や地域社会の支援のために十分に活用していくこと、幼稚園等施設においても、教員の資質や専門性について研修などを通じた一層の向上を図り、総合的に幼児教育を充実させていく方向とすることが、以前にも増して求められているのである。

家庭、地域社会、幼稚園等施設の三者における教育がそれぞれの役割を果たすことにより、幼児の日々の生活の連続性及び発達や学びの連続性を確保できる。そして、その成果を小学校以降の学習や生活にもつなぐことができる。

今後の幼児教育の取組みの方向性としては、幼稚園等施設における幼児教育の機能の拡大を図り、教員等の資質の向上を図る一方で、家庭や地域社会が、自らその教育力を再生、向上し、家庭、地域社会、幼稚園の三者がそれぞれの教育機能を発揮し、子どもの健やかな成長を支えていくことが必要とされている。

イ 市立幼稚園の存在意義

こうしたことから、今後の市立幼稚園には、総合的な幼児教育を推進していくために、家

庭や地域社会と連携し、両者の教育力を補完し高める機能が求められている。そこで、多くのノウハウを有する経験豊富な市立幼稚園の教員に、家庭や地域を取り持つ役割が期待されている。

また、市立幼稚園は、公立の特性を活かし、幼稚園と小学校の滑らかな接続のための研究や実践の場として、その成果の検証を継続して行いやすいといった強みがあり、そうした特性を活かした運営が求められている。例えば、市立幼稚園と市立小学校とが様々な連携を深め、そこから得られた知見を、私立幼稚園や保育所に広げていくといった先導的な役割が求められる。

そのため、子ども・子育て関連３法案の施行後は、他都市や他の施設の動向を注視していく必要はあるが、基本的に市立幼稚園は幼児教育を専門とする幼稚園として存続させ、家庭や地域を取り持つ役割や幼児教育の先導的な役割を果たしていくものとする。

(2) 市立幼稚園のめざす姿

これからの望ましい幼児教育のあり方を踏まえ、家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たしていくことも重要である。そのため、これまで市立幼稚園で実践してきた「遊びを通して学び、後伸びする力を育む」教育方針を守り、幼稚園、家庭、地域社会のそれぞれが幼児教育の担い手となるよう３つの視点を持った市立幼稚園づくりをめざす。

ア 遊びを通して学び、後伸びする力を育てる

幼児は、遊びの中で主体的にものや人といった対象にかかわり、自らを表現、表出する。そこから、外部の世界に対する好奇心が育まれ、探求したり、知識を蓄えるための基礎が形成される。また、ものや人とのかかわりにおける自己表現を通して、幼児の発達にとって最も重要な自我が芽生えとともに、人とかかわる力や他人の存在に気付くなど、自らを取り巻く社会への感覚を養っていく。

このような幼児期の発達の特性に照らして、市立幼稚園では、意図的、計画的に幼児の主体的な遊びを十分に確保しながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培う教育を行っている。これは、受験などを念頭に置き、専ら知識のみを獲得することを先取りするような、いわゆる早期教育とは本質的に異なる「後伸びする力」を育むものである。市立幼稚園ではこれまでも培ってきたこの方針を堅持しつつ、幼児と児童の交流にとどまらず、教員間の相互理解を基本とした幼小連携を充実していく中で、その成果の検証を行っていくなどの質の向上をめざしていく。

イ 家庭における教育力の向上

親をはじめとする保護者が、子育てについて、第一義的に責任を有するという基本理念を踏まえ、親の育児を単に肩代わりするのではなく、親の子育てに対する不安やストレスを軽減し、その喜びや生きがいを取り戻して、子どものより良い育ちを実現する方向となるような子育て支援を進めていくことが必要とされている。

これまで市立幼稚園が培ってきた幼児教育のノウハウや成果を家庭教育の支援に活用し、幼稚園に通う園児だけでなく、地域の未就園児を含めた保護者に向けて展開していく。従来から、市立幼稚園で取り組んできた園庭開放や子育て講演会などの取組みを継続、発展させ、未就園児の保護者も対象とした幼児教育に関する子育て相談や発達相談など、子育てや家庭教育を支援する機能を充実していく。

ウ 地域社会における教育力の向上

地域社会については、従前から、幼稚園や家庭では経験できない豊かな体験が得られる場とされてきた。しかしながら、都市化や情報化の進展により、子どもの生活空間の中に自然や広場などといった遊び場が少なくなる一方で、テレビゲームなどの室内遊びが増えるなど、限定された空間での体験にとどまることが多くなっている。

また、子どもが成長し、自立する上で、実現や成功などプラス体験だけでなく、葛藤や挫折などマイナス体験も含めて、多様なことを体験することが不可欠であるが、少子化、核家族化の進行により、子ども同士が集団で遊びに熱中し、ときには葛藤しながら互いに影響しあって活動する機会が減少してきている。これらは、様々な体験の機会が失われてきていることにつながっている。

市内には幼児クラブ等の子育てグループや、市が民間事業者等に委託している子育て交流広場（つどいの広場）が多く存在する。また、地域には、コマ回しや餅つきなど伝統的な遊び等やマジック、絵本の読み聞かせなど地域資源ともいえる人材が数多く活動している。そこで、こうした方々の存在や市長部局との情報交換を密にすることにより、さらなる連携をめざす。

(3) 市立幼稚園が担う機能と役割

子どもたちの健やかな成長を支えていくためには、今後は、幼稚園等の施設における機能の拡大を図り、家庭や地域社会とともに、総合的な幼児教育を提供していくことが求められている。そのため、市立幼稚園のこれまでの教育目標、取組みに加えて、子どもたちの育ちの変化にも対応するため、市立幼稚園は、幼稚園から小学校、中学校へと発達、成長の過程を見据えた縦のつながりを意識した役割と、幼稚園から家庭や地域社会へと横のつながりを意識した役割を担うものとする。

ア 幼稚園・小学校の教員の連携を軸とした幼児教育を先導する役割

幼稚園での「遊びを通した学び」を小学校以降の「教科を中心とした学習」に滑らかにつなげるため、市立幼稚園と小学校の教員同士の異校種間交流や接続期の教育カリキュラムの開発、特別支援教育等、幼児教育の先進的な研究、実践を行う。

そこから得られた知見を、私立幼稚園や市立・私立保育所等へも情報発信していくことにより、その成果を市内の全ての幼児に還元する。

イ 家庭や地域と連携した幼児期の教育のセンター的機能

幼稚園、家庭、地域社会の三者が教育機能を発揮し、総合的な幼児教育を提供するため、市立幼稚園は在園児に対する幼児教育の場としての機能に加え、地域住民や子育てグループといった子育て支援に携わる身近な人々と連携しながら、地域の未就園児を含む保護者の教育力向上を支援する幼児期の教育のセンター的機能を担う。

(4) 実施体制

自分の思いを出しながら教員や友達と一緒に遊ぶ楽しさを味わい、その中での喜びや我慢などを知って成長していく時期にある園児に対し、より広く社会性を育む機会を提供するため、大きな集団を確保する。

また、これからの市立幼稚園に、幼稚園、小学校相互の教員の連携により幼児教育を先導する役割や、家庭や地域を取り持つ幼児期の教育のセンター的な機能を付加していくためには、幼稚園教員は自らの専門性の向上に加えて、さらに広い視野と高い能力や資質を身につける研修や研究会への参加、教員間で切磋琢磨することができる機会を確保することが不可欠であることから、教員集団においても相応の規模で構成する必要がある。

そのため、それぞれの市立幼稚園における各年齢の学級数は複数で編成することを基本とする。また、その際、尼崎市の財政状況や私立幼稚園の経営環境を鑑み、複数学級を編成する過程で市立幼稚園を集約するとともに、今日的な視点で市立幼稚園の事務事業を見直したうえで、新たな教育充実策に取り組んでいくものとする。

4 取組期間

本プログラムは、平成 28 年度から段階的に実施する。

なお、実施に向けた経過措置として、平成 28 年度以降も存続する市立幼稚園における 4 歳児の定員を平成 27 年度から改正するため、廃止する市立幼稚園では、平成 26 年秋に実施する平成 27 年 4 月以降入園の 4 歳児募集を行わない。

5 市立幼稚園教育の充実に向けた6つの柱

(1) 遊びを通した学びを推進し、後伸びする力を育むための複数学級

- ・ 子ども達により広く社会性を育む機会を提供し、幼稚園教員の資質向上を図るために、市立幼稚園における各年齢の学級数は複数で編成する。
- ・ また、幼児期の発達特性に照らして、これまで市立幼稚園が行なってきた「遊びを通した学び」により、生涯に渡る学習の基礎となる「後伸びする力」を育むという教育方針を今後も堅持し、取り組んでいく。
- ・ 「遊びを通した学び」や「後伸びする力」は、小学校以降の教育と比較して、「見えない教育」とも呼ばれ、在園児や未就園児の保護者には分かりにくい。そのため、こうした市立幼稚園の教育方針やその意図、取組みについて、理解を得るよう情報発信の方法や内容を工夫する。
- ・ 学力向上に向けた生活習慣育成研究会などが行っている小学校以降の生きる力の醸成につながる研究、研修の継続を支援する。
- ・ 小学校以降の教育に効果的に結びつく「後伸びする力」を育むため、(2)の幼稚園と小学校の滑らかな接続に向けた連携の推進に取り組むとともに、意図的、計画的な教育を行い、その成果を広く発信していく。

(2) 幼稚園と小学校の滑らかな接続に向けた教員間の連携推進

- ・ 遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心とする小学校教育では、教育内容や指導方法が異なっているものの、子どもの発達や学びは連続していることから、幼稚園での「学び」と小学校以降の「学習」との連続性、継続性が必要である。
- ・ しかしながら、平成21年に文部科学省が市町村に実施した調査からは、各自治体は幼小接続の重要性は認識しているものの、幼稚園と小学校それぞれの教育課程をはじめ、幼稚園教育と小学校教育の違いが十分に理解されていないため、教育課程の接続に積極的になれないという調査結果が表れている。
- ・ そこで、教育委員会が主体となり、市立幼稚園と小学校の接続に向けた教員間の連携の取組みを段階的に進める。
- ・ 各幼稚園、小学校の担当教員からなる「(仮称)幼小連携推進委員会」を設置し、教員間の交流計画や後伸びする力の検証などに取り組む。その推進役は、教育委員会内の指導主事が担う。
- ・ 将来的には、市立幼稚園での取組みの中で得られた知見を基に、私立幼稚園や保育所などに通う全ての幼児に展開していくこととする。

(3) 特設学級の充実

- ・ 特設学級に在籍している園児が微増ながら増加傾向にあるため、特設学級を全園に配置し、現行の混合保育を中心とした活動を継続する。
- ・ 養護教諭は、幼児の発育や発達に関する専門性を生かし、特設学級をはじめ、幼稚園に

在籍している発達障害の園児等に対する援助、補助を行い、また、特別支援教育のコーディネーター的な役割も担う。

- ・ 特別支援教育に関して、私立幼稚園等との積極的な情報交換を図り、本市全体の特別支援教育の質的向上に努める。

(4) 発達に関する専門機能の強化

- ・ 近年、通常の学級においても特別な支援を必要とするか否か判断が難しい園児が増えている。
- ・ そのため、臨床心理士の資格や幼稚園または小学校教諭の免許を有する「（仮称）特別支援教育相談員」を教育委員会内に配置し、特設学級入園時の助言等、相談体制の強化を図るとともに、各園を巡回し、各園の教職員に対する指導や助言、必要に応じて人的支援、地域の未就園児を含む保護者の相談に応じることができる体制を構築する。
- ・ 養護教諭が、発達障害の園児の援助、補助に携わることで、日々の状況を把握し、特別支援教育相談員と連携した適切な対応を行うことができる。

(5) 家庭教育の支援

- ・ 幼稚園に通う園児の保護者だけでなく、地域の未就園児を含めた保護者に向けて、これまで市立幼稚園で培ってきた幼児教育のノウハウや成果を家庭教育の支援に活用する。
- ・ 幼稚園活動や行事への保護者の参加、親子登園、子育て講演会などを家庭教育の支援と位置づけ、教育委員会と各幼稚園の家庭教育支援の担当教員による「（仮称）家庭支援教育支援会議」を設置し、取組内容の評価や改善を行う仕組みを構築する。
- ・ 学力向上に向けた生活習慣育成研究会など、市立幼稚園研究会の継続を支援する。

ア 子育て相談の拡充

- ・ 現在、市立幼稚園の在園児の保護者を対象に実施している子育て相談に加え、地域の子育てグループ等との連携を図り、地域の未就園児を含む保護者の子育て相談を実施する。

イ 既存の子育て支援事業の改善と拡充

- ・ 地域の未就園児を含めた親子が触れあう機会となっているあいあいランドや、伝承遊びや親子講演会などを行うふれあいランド等について、さらなる内容の充実をめざして取り組む。

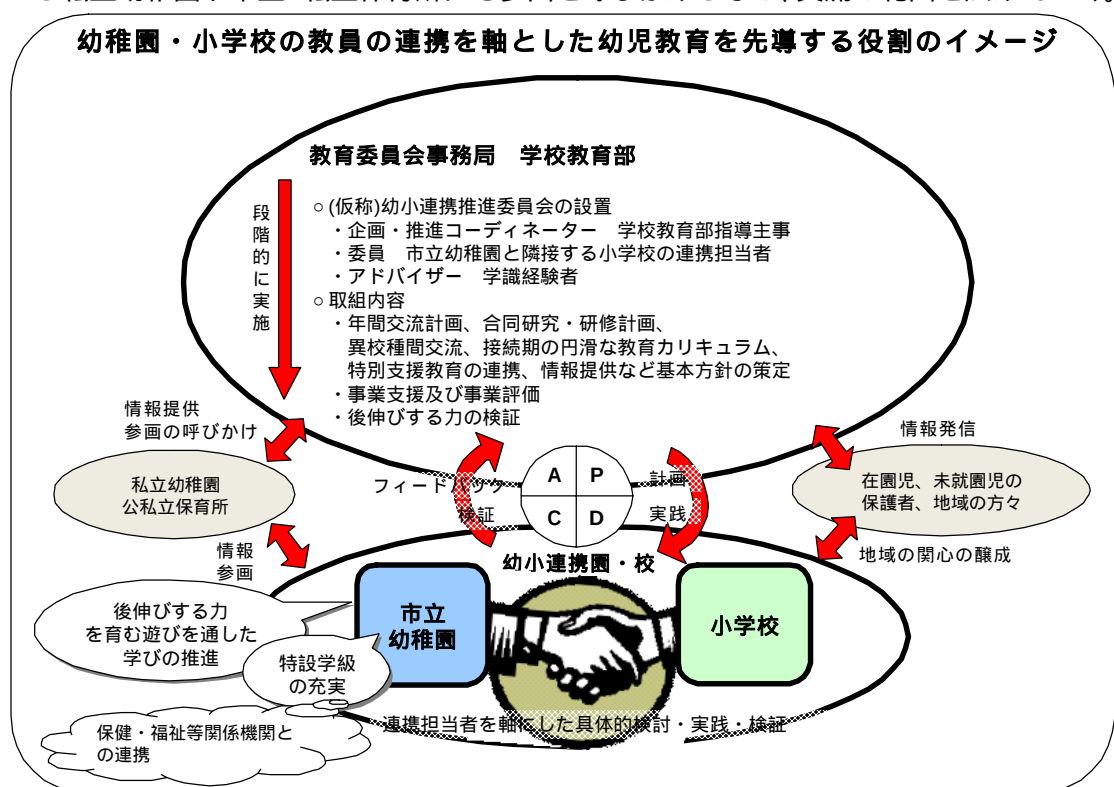
(6) 幼保一体化や預かり保育等、幼児教育制度の研究

- ・ 幼保一体化、預かり保育等に係る国や県の動向について情報収集を行い、他都市の先進事例、私立幼稚園の実績や保育所を含めた実施事例について調査研究を行う。

6 教育振興プログラムの進め方

(1) 幼稚園・小学校の教員の連携を軸とした幼児教育を先導する役割

- ・ 教育委員会事務局学校教育部に「(仮称)幼小連携推進委員会」を設置し、指導主事が幼稚園と小学校の連携にかかる企画・推進コーディネーターを担う。
- ・ 学校園から連携担当者を選定し、「(仮称)幼小連携推進委員会」に参画する。また、委員会にはアドバイザー(学識経験者)が参加する。
- ・ 「(仮称)幼小連携推進委員会」では、幼稚園と小学校の連携担当者が、年間交流計画(園児と児童の交流から教師間の連携) 合同研究や研修計画、異校種間交流計画(教員研修) 接続期の円滑な教育カリキュラム、特別支援教育の連携、情報提供の方法などの基本方針の策定、事業評価、「後伸びする力」を育む、「遊びを通した学びの推進」の検証、他校園の事業支援などを段階的に行う。
- ・ 特設学級を全園に設置し、養護教諭を中心に専門的な見地から関係機関との連絡調整を行うとともに、在園時や卒業後に、担任の教員が支援のための計画を作成する際の助言を行う。
- ・ 事業実施に当たっては保護者や地域へ情報発信を行う。
- ・ 市立幼稚園と小学校との連携事業が軌道に乗った段階で、幼小連携の実施校園に隣接する私立幼稚園や市立・私立保育所にも参画を呼びかけるなど、交流の範囲を広げていく。



ア 発達に関する専門機能の強化

- ## イ 家庭教育支援事業の拡充

- ## 家庭や地域と連携した幼児期の教育のセンター的機能のイメージ



(3) 効果的な取組みを行うための市立幼稚園の再編

ア 定員、学級数の考え方

- ・ 4 歳児の定員は、近年の入園応募者数の減少傾向を踏まえ 570 人とする。1 学級あたりの定員は現行の 30 人とし、学級数を設定する（19 学級）。
- ・ 5 歳児については、1 年保育の希望者が近年減少していることから、4 歳児と比較して 5 人増の 35 人を学級定員とし、4 歳児と 5 歳児の学級数を同数にすることで、1 年保育のみを希望する者を受け入れることができる。
- ・ 特設学級は存続する全ての園で実施し、1 学級 10 人の定員とする。
- ・ 複数学級を確保することを前提に、今後は人口動態に応じて、学級数、園数を見直していく。

（参考）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
4 歳児応募者数	895	881	842	839	710	646	671	598	565	600
倍 率	1.42	1.40	1.34	1.33	1.13	1.03	1.07	0.95	0.90	0.95
5 歳児応募者数	249	228	202	154	202	123	93	80	46	32

（各年 10 月時点）

イ 再配置園の考え方

- ・ 上記の定員、学級数を基本に、全園において年齢毎に複数学級を編成し、効果的に教育内容の充実を図るとともに、より効率的な運営体制を構築するため、市立幼稚園を 9 園に再編する。市立幼稚園から徒歩 30 分（1.5km）圏内に居住する市立幼稚園応募者が多く、かつ、見直し後の各園の定員と比較し、その幼児数が極力近似になるよう配置する。
- ・ 再配置する市立幼稚園は、竹谷、長洲、大島、立花、塚口、武庫、園田、園和北、小園幼稚園とする。

ウ 再編にかかる暫定的措置

- ・ 現行の市立幼稚園 18 園を 9 園に再編するにあたり、特定の幼稚園に入園希望者が集中し、多数の希望者が入園できない状況が生じるおそれを回避するため、再配置園に加え、次の 4 園を暫定的に残し、その後、段階的に園数の集約を行い 9 園とする。
- ・ なお、この間の総定員及び学級数は、過去 3 年間の入園応募者数実績から、4 歳児は 20 学級、600 人とし、5 歳児は 20 学級、700 人とする。

(ア) 暫定的に残す幼稚園と暫定期間等の考え方

幼稚園名	暫定期間を設ける理由とその考え方
大庄幼稚園	・ 博愛、梅園、大庄幼稚園の廃止に伴い、竹谷幼稚園に入園希望者が集中することが見込まれるため、大庄幼稚園を暫定的に残す。 ・ 竹谷、大島、大庄幼稚園の 4 歳児応募者合計数が 120 人を上回る間とする。平成 26 年秋に実施する入園募集以降、3 園の 4 歳児の応募者合計数が 2 年連続して 120 人を下回った場合、翌年の募集時から大庄幼稚園の 4 歳児募集を停止する。大庄幼稚園の在園児が卒園する 3 月末日をもって廃止し、大島幼稚園を複数学級とする。

立花東幼稚園	- 立花東幼稚園の廃止に伴い、立花幼稚園に入園希望者の集中が見込まれるとともに、緑遊新都心地域の開発による影響を見極めるため、立花東幼稚園を暫定的に残す。 - 立花、立花東幼稚園の4歳児応募者合計数が60人を上回る間とする。平成26年秋に実施する入園募集以降、2園の4歳児の応募者合計数が2年連続して60人を下回った場合、翌年の募集時から立花東幼稚園の4歳児募集を停止する。立花東幼稚園の在園児が卒園する3月末日をもって廃止する。
武庫北幼稚園	- 武庫北、武庫南、武庫庄幼稚園の廃止に伴い、武庫幼稚園に入園希望者の集中が見込まれることに加え、武庫豊町等の開発動向を見極めるために武庫北幼稚園を暫定的に残す。 - 武庫、武庫北幼稚園の4歳児応募者合計数が90人を上回る間とする。平成26年秋に実施する入園募集以降、2園の4歳児の応募者合計数が2年連続して90人を下回った場合、翌年の募集時から武庫北幼稚園の4歳児募集を停止する。武庫北幼稚園の在園児が卒園する3月末日をもって廃止する。
園和幼稚園	- 園和幼稚園の廃止に伴い、猪名川、藻川に囲まれた地域から園和北幼稚園に入園希望者が集中することが見込まれるため、園和幼稚園を暫定的に残す。 - 園和、園和北幼稚園の4歳児応募者合計数が60人を上回る間とする。平成26年秋に実施する入園募集以降、2園の4歳児の応募者合計数が2年連続して60人を下回った場合、翌年の募集時から園和幼稚園の4歳児募集を停止する。園和幼稚園の在園児が卒園する3月末日をもって廃止し、翌年度から園和北幼稚園を増築、複数学級とする。

(イ) 暫定期間中（13園）と暫定期間後（9園）の学級数

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
市立幼稚園名			博愛	梅園	長洲	竹谷	大庄	大島	立花	立花東	塚口	富松	武庫	武庫北	武庫南	武庫庄	園田	園和	園和北	小園	計
現行 (H23)	学級数	4歳	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	21
		5歳	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	1	3	2	2	2	26
	在園児数	4歳	13	17	24	30	24	31	44	30	31	22	41	22	27	30	60	30	32	31	539
		5歳	18	30	28	25	37	25	55	29	32	30	64	20	26	29	71	36	38	46	639
案	暫定期間 (28年度～)		● (廃止)	● (廃止)	○ (存続)	○ (存続)	○ (暫定)	○ (存続)	○ (存続)	○ (暫定)	○ (存続)	● (廃止)	○ (存続)	○ (暫定)	● (廃止)	● (廃止)	○ (存続)	○ (暫定)	○ (存続)	○ (存続)	
	学級数	4歳			1	2	1	1	2	1	2		3	1			2	1	1	2	20
		5歳			1	2	1	1	2	1	2		3	1			2	1	1	2	20
	定員	4歳			30	60	30	30	60	30	60		90	30			60	30	30	60	600
		5歳			35	70	35	35	70	35	70		105	35			70	35	35	70	700
	暫定期間後		● (廃止)	● (廃止)	○ (存続)	○ (存続)	● (廃止)	○ (存続)	○ (存続)	● (廃止)	○ (存続)	● (廃止)	○ (存続)	○ (廃止)	● (廃止)	● (廃止)	○ (存続)	● (廃止)	○ (存続)	○ (存続)	
	学級数	4歳			2	2		2	2		2		3				2		2	2	19
		5歳			2	2		2	2		2		3				2		2	2	19
	定員	4歳			60	60		60	60		60		90				60		60	60	570
		5歳			70	70		70	70		70		105				70		70	70	665

○ 存続園 ● 廃止園 ○ 暫定園 (特設除く)

(ウ) 暫定期間中の教育充実策

- ・ 養護教諭については、当面の間、存続する9園には専任で、暫定的に残す園には2園兼務で配置する。
- ・ 暫定措置の間は、4、5歳児ともに単学級の園の職員数では、新たな幼児教育の充実内容に対応できないことから、充実策は複数学級の園を中心に行う。

			竹谷	大庄	大島	長洲	立花	立花東	塚口	武庫	武庫北	園田	園和	園和北	小園
学級数 ()	案	暫定期間	4	2	2	2	4	2	4	6	2	4	2	2	4
		最終	4		4	4	4		4	6		4		4	4
幼児教育の充実	(1)複数学級		○				○		○	○		○			○
	(2)幼小連携		○				○		○	○		○			○
	(3)特設学級		○		○	○	○		○	○		○		○	○
	(4)発達専門機能		○		○	○	○		○	○		○		○	○
	(5)家庭教育支援		○				○		○	○		○			○
養護教諭			専任	兼務	専任	専任	専任	兼務	専任	専任	兼務	専任	兼務	専任	専任
5歳児からの入園希望が多数あった場合の増設対応				可		可	可		可		可	可	可		

学級数は4歳児、5歳児の学級数の和
○...新たに設置するもの、強化するもの ...従来どおりのもの

エ 通園手段

- ・ 市立幼稚園教育を受ける機会均等の確保に努めるとともに、家庭の教育力向上支援のため、親子登園を今後とも奨励することを基本とする。
- ・ 市立幼稚園の廃止措置に伴い、最寄りの市立幼稚園への通園距離が1.5kmを超えることとなる家庭の通園手段として、自転車通園を許可する。また、自転車に乗ることができない等の理由により、市営バス等の利用を希望する者には、定期券の購入費用を一部補助する。
- ・ 駐輪場については、市立幼稚園のほか、幼稚園付近の公共施設を利用する。

オ その他

(ア) 跡地利用

- ・ 幼稚園の廃止跡地は基本的に、小学校敷地内にある幼稚園は小学校に、公園施設内の幼稚園は公園に、その他については跡地、売却益を含めて子どもの教育や保育を中心とした施策への活用を検討する。

(イ) 耐震補強工事

- ・ 本プログラムを実施するために必要な市立幼稚園の整備は、保育室の改変に係る整備を優先し、その他の改修は耐震補強工事と同時に実施する。
- ・ 暫定的に存続する園については、入園応募状況や園児数の将来推計等から平成27年度までに判断する。

(ウ) 年子の入園について

- ・ 本プログラムの実施により、幼稚園間の距離が大きくなるため、年子の入園希望者については優先枠を設け、弾力的に対応する。

(エ) 4歳児募集停止時の対応について

- ・ 廃止となる園は、廃止1年前から4歳児の募集を停止するため、5歳児のみ在園する幼稚園になるが、その際は他の園の4歳児と交流を行うことで異年齢交流の機会を確保する。

カ 目標とする効果

- ・ 市立幼稚園教育のさらなる充実に向け、財源配分を有効に行い、全園で複数学級を実現するほか、幼稚園と小学校の教員間の連携の取組み、家庭教育支援の取組みを高めることにより、市立幼稚園だけではなく、全市の幼児教育の総合的な充実を推進していく。

	現行(平成 23 年度)	案	
		暫定期間	暫定期間後
園数	18 園	13 園	9 園
園児数 (学級数)	・ 4 歳児 577 人(21) - 定員 630 人(21) ・ 5 歳児 664 人(26) - 定員 1,610 人(46) ・ 特設学級 36 人(6) - 定員 60 人(6) - 計 1,277 人(53) - 定員 2,300 人(73)	・ 4 歳児 - 定員 600 人(20) ・ 5 歳児 - 定員 700 人(20) ・ 特設学級 - 定員 90 人(9) - 計 - 定員 1,390 人(49)	・ 4 歳児 - 定員 570 人(19) ・ 5 歳児 - 定員 665 人(19) ・ 特設学級 - 定員 90 人(9) - 計 - 定員 1,325 人(47)
特設学級	6 園で実施	9 園(竹谷、長洲、大島、立花、塚口、武庫、園田、園和北、小園)に設置	9 園全園に設置(同左)
幼稚園と小学校の教員の連携を軸にした幼児教育を先導する役割	幼稚園と小学校の連携は、園児と児童の交流段階である。また、その成果を私立幼稚園や保育所等へ発信するまでには至っていない。	幼稚園から小学校への学びの連続性を大切にするため、幼稚園と小学校の教員同士の共通理解を深め、園児が環境の変化にとまどうことがないように、接続期の教育カリキュラムの開発など、幼稚園から小学校への滑らかな接続を図る手立てを見いだし、市内の就学前施設に展開する。	
(幼稚園と小学校の滑らかな接続に向けた教員間の連携)	園児の小学校見学、給食試食会、音楽会、夏祭りの参加など、子ども同士の交流は図られている。しかし、学びの連続性を意識した取組みは一部の教員間に留まっている。	各幼稚園と小学校の担当教員からなる「(仮称)幼小連携推進委員会」を設置し、教員間の交流プログラム策定や後伸びする力の検証などに取り組む。その推進役として、教育委員会内の指導主事が担当する。	
家庭や地域と連携した幼児期の教育のセンター機能	就学前児の親子を対象とした子育て支援に努めてきた。しかし、家庭や地域での教育力の低下が懸念され、幼稚園がそれらの役割を補完していくことが求められている。	市立幼稚園は在園児に対する幼児教育の場としての機能に加え、地域住民や子育てグループ等の子育て支援に携わる身近な人々と連携し、地域の未就園児を含む保護者の教育力向上を支援する幼児期の教育のセンター的機能を担う。	
(発達に関する専門機能)	特設学級への入園は園長が決定しており、専門家からの助言を望んでいる。	幼稚園への巡回指導や必要に応じての人的支援を行うため、教育委員会内に「(仮称)特別支援教育相談員」(臨床心理士資格、幼稚園や小学校教員の免許を有する者)を設置する。その円滑な取組みを推進するため、指導主事が調整を担当する。	

	現行(平成 23 年度)	案	
		暫定期間	暫定期間後
(家庭教育の支援)	就園児や地域の未就園の親子も対象として、あいあいランド(園庭や園舎の開放)、ふれあいランド(子育て講演会や親子行事)の開催、幼稚園ウィーク(市立幼稚園の体験事業)などを実施しているが、子育て相談については在園児の保護者に限っている。	各幼稚園の担当教員とともに、家庭教育や子育て支援を推進していくため、教育委員会内に「(仮称)家庭教育支援会議」を設置する。	
経費	約 7 億 6 千万円	約 5 億 8 千万円	約 5 億 4 千万円

以 上